

# 平成29年度の保険料率は28年度と変更ありません

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年3月31日までの1年間の金額となります。保険料額決定通知書は、お住まいの市(区)町村から毎年7月中旬にお送りします。

平成29年度の保険料率（平成28年度と同じです）

均等割額 40,400円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(*) × 7.93%	=	年間保険料額 (上限は57万円) 注：100円未満切捨て
-----------------	---	---------------------------------	---	------------------------------------

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

# 平成29年度から保険料の軽減措置が変更になります

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

所得の低いかたや被用者保険の被扶養者であったかたに対する均等割額、所得割額の軽減措置について、平成29年度から、軽減対象者の範囲と軽減割合の一部が変更になります。

※軽減の判定は、被保険者や世帯主の所得により自動判定を行い軽減を適用しますので、申請の必要はありません。

※軽減判定の対象となるかたの所得の申告が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

## 所得の低いかたの軽減

### ◎均等割額の軽減

平成29年度から5割または2割軽減の対象となる所得基準額を拡大します。

軽減判定所得（現行）

- ① 5割軽減基準額  
= 33万円 + (26.5万円 × 被保険者の数)
- ② 2割軽減基準額  
= 33万円 + (48万円 × 被保険者の数)

軽減判定所得（変更後）

- ① 5割軽減基準額  
= 33万円 + (27万円 × 被保険者の数)
- ② 2割軽減基準額  
= 33万円 + (49万円 × 被保険者の数)

※均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※65歳以上(1月1日時点)のかたの公的年金所得については、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

※当面、8.5割及び9割軽減の軽減割合の変更はありません。

### ◎所得割額の軽減

所得の低いかたに対する所得割額の軽減措置が段階的に廃止となります。

軽減の基準	軽減割合		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
賦課のもととなる所得金額58万円以下 (年金収入のみのかたの場合：年金収入額が211万円以下のかたが該当します)	5割	2割	廃止

## 会社の健康保険などの被扶養者であったかたの軽減

会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であったかたに対する均等割額の軽減措置が段階的に縮小になります。

均等割額の軽減割合			
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割	7割	5割	制度加入後、2年を経過する月までは5割